



CREDITORS' RIGHTS, RESTRUCTURING AND BANKRUPTCY

債権回収・事業再生・破産法

債権回収、事業再生、ローン、リファイナンス、企業再編、ワークアウト、チャプター11、倒産、フォークロージャリー、破産管財人、支払不能手続、債務者債権者間の訴訟、会社清算、資金繰りなど、破産法関連の法務サービスを専門とする部門です。

全米屈指の破産法部門として、地元地域から全米規模のクライアントに、チャプター11手続きをはじめ、倒産、企業再建、破産及び破産裁判提起など、破産法関連の全ての法務サービスを提供しています。

所属弁護士の多くがビジネス経験を持つ破産法部門は、困難な局面にあるビジネス運営を踏まえ、他部門との連携で、ビジネスの現場感覚に即した問題解決に臨みます。

あらゆる規模の企業倒産を取り扱う経験と実績から、多くの全米最大規模の破産裁判で主任弁護士を務め、不動産、農業、医療からメーカー、ハイテク、コミュニケーション、メディア、エンタテインメント、そして金融サービスに及ぶ幅広い業界の企業を代表しています。

破産法部門のクライアントの多くは債権者ですが、債務者クライアントも多く、真に多角的な視野から財務のリスクマネジメント、戦略のアドバイスを提供しています。

お問い合わせは[日本語でご連絡](#)ください。

破産法弁護士

主な分野

- 資産活性化
- 破産
- 債権者委員会
- ディストレストM&A・スペシャルシチュエーション
- 金融機関
- ロードキューメンテーション・ファイナンス
- 譲渡抵当法
- 倒産管財制
- 規制関連
- スペシャルサービサー



**マイケル K. マ
クロリー**
オブ・カウンセ
(退職)

P 317-231-7267
F 317-231-7433



**ジョナサン サ
ンドハイマー**
パートナー

P 317-231-7319
F 317-231-7433



山本真理
パートナー

P 312-214-8335
F 312-759-5646



前田千尋
オブ・カウンセ

P 312-214-2107
F 312-759-5646